

正誤表

株式会社 富士経済ネットワークス 環境法令室

電子書籍「2020年度版 環境LDB法令集<建設工事編>」に誤記がありましたので、下記の通り訂正いたします。
 謹んでお詫び申し上げます

訂正箇所

P. 88 LDBNo. 1438

条件 ※高濃度～ を削除

注記 1行目の◆を「◆令和元年12月20日環境省令19号：汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、PCB付着可燃廃棄物の10万mg/kg以下は低濃度とする」に訂正

P. 175 下部を下記表に訂正

●（資）化学物質－3：PCB廃棄物の分類と処理方法

分類	低濃度PCB廃棄物		高濃度PCB廃棄物
PCB濃度	0.5mg/kg超～ 5,000mg/kg	5,000mg/kg～100,000mg/kg	100,000mg/kg超
廃棄物種類	PCB廃棄物 すべて	汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、 PCB塗布廃棄物	金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、 コンクリート破片、PCB付着廃棄物、 廃プラスチックのうちPCB付着封入 されたもの
機器の場合 判別方法	製造メーカーに確認 機器についてPCB汚染が否定できない場合 →油の分析により判別		機器の型式や記号により判別
処理方法	焼却処理等		化学的に分解
処理施設	無害化処理認定施設		中間貯蔵・安全事業株式会社 (JESCO)

※1ppmは0.0001%

高濃度PCB廃棄物のうち、

- ・汚泥
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・その他PCBが塗布され、染み込んだ廃棄物、PCBが付着または封入されたもの

におけるPCB濃度の上限は、令和元年12月20日に5,000mg/kg以下から100,000mg/kg以下に対象を拡大した。(PCB特措法施行規則4条表1、7条表1)

以上